

秋田県告示第51号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
山本郡藤里町藤琴字中荒川107の1から107の9まで、107の19、131、133、134の2、134の3、字上荒川35、37、38
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中荒川107の2・107の4・107の8・107の9・107の19・字上荒川38（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県山本地域振興局農林部及び山本郡藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第52号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
大館市花岡町字観音下2、13
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県北秋田地域振興局農林部及び大館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第53号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定に基づき、告示する。

令和2年2月14日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 保安林予定森林の所在場所
能代市中沢字上中沢84、88、89、92
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を秋田県農林水産部森林整備課、秋田県山本地域振興局農林部及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。)